

県営水道における水道料金の減免制度見直しについて

1 水道料金の減免制度

オイルショックを背景とした、昭和 51 年 4 月の大幅な料金改定にあたり、生活保護費受給世帯などの経済的打撃を緩和するための措置として減免制度を導入しました。以降、料金改定時等に対象範囲を拡大し、現在、次のとおり実施しています。

No.	減免対象	開始（拡大）時期	減免内容
1	生活保護費受給世帯	昭和 51 年	基本料金（710 円/月） と基本料金に係る消費税等相当額
2	児童扶養手当受給世帯	昭和 51 年	
3	特別児童扶養手当受給世帯	昭和 51 年	
4	遺族基礎年金受給世帯	昭和 51 年	
5	知的障害者世帯	平成元年	
6	身体障害者世帯	平成元年	
7	精神障害者世帯	平成 8 年	
8	要介護者世帯	平成元年、5 年	
9	重複障害者世帯	平成 5 年、8 年	
10	民間社会福祉施設	昭和 51 年、平成 5 年、6 年	算定した料金の 40%
11	民間医療施設（病院）	昭和 52 年	算定した料金の 10%

2 減免額及び水道料金収入額の推移（平成 18 年度以降）

水道料金の減免額は年々増加しており、平成 23 年度は約 10 億 7,400 万円となっています。（18 年度に比べ 25%増）

一方、水道料金収入は、リーマンショックの影響による景気低迷や、東日本大震災の発生、節水機器の普及などにより減少し続けています。（18 年度に比べ 8.7%減）

こうした中でも、水道営業所の再編や業務の委託化、効率的な事業執行等の経営努力を行いながら、安全で良質な水の安定的な供給のために必要な事業を行ってまいりましたが、今後もさらに、震災の教訓を踏まえた災害対策の強化・充実や大量の老朽管更新等の着実な実施が求められています。

（単位：千円）

年度	施設減免①			個人減免②		合 計 ③ ①+②	料金収入額 ④	割 合 ③/④
	福祉施設	医療施設	計	計	(内、生活保護)			
H18	380,304	100,734	481,039	377,608	(72,730)	858,647	57,891,500	1.48%
H19	404,375	99,734	504,110	398,032	(80,933)	902,141	58,292,974	1.55%
H20	411,605	95,624	507,230	424,358	(89,677)	931,587	56,169,806	1.66%
H21	426,335	89,967	516,303	460,986	(112,629)	977,289	54,761,779	1.78%
H22	443,109	90,588	533,697	502,893	(133,016)	1,036,590	54,622,720	1.90%
H23	449,307	83,537	532,844	541,537	(151,184)	1,074,381	52,842,364	2.03%

3 県内の他水道事業者の状況（参考資料「2」参照）

近年、横浜市など県内の他水道事業者では、生活保護費受給世帯では生活扶助費に水道料金相当額が含まれていること、また、児童福祉施設等に対する措置費や運営費負担金、各施設の利用者が支払う利用料等にも水道使用料が含まれていると考えられることなど、水道料金の減免の一部が他の制度と重複して行われている制度的な問題等を理由として、減免制度の見直しが図られています。

この結果、現在では、県内の水道事業者の間で、減免の実施に差異が生じ、地域間で不均衡な状態が生じています。

4 見直しの経緯

県営水道では、これまでも負担の公平性の確保の観点から、平成 18 年の料金改定時に一部見直し（従量料金に係る消費税等相当額減免の廃止）を行いました。平成 24 年 8 月に県町村会から、生活保護費受給世帯に対する減免制度について見直しの要望がなされ、これを機に減免制度全般について、公平性の確保の観点から検証し、次のとおり見直し案を作成しました。

5 今回の見直し案

- （1）平成 26 年 4 月から、生活保護費受給世帯、民間社会福祉施設及び民間医療施設の減免制度を廃止します。
- （2）ただし、民間社会福祉施設及び民間医療施設については、次のとおり段階的に減免率を引き下げる経過措置を設けます。

	現行	26 年 4 月～	27 年 4 月～	28 年 4 月～	29 年 4 月～
民間社会福祉施設	40%	30%	20%	10%	廃止
民間医療施設	10%	5%	廃止	—————	—————>

